

# 【写】

令和3年8月25日  
事務連絡

各都道府県教育委員会教科書関係事務主管部課  
各指定都市教育委員会教科書関係事務主管部課  
各都道府県私立学校事務担当部課 御中  
附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務担当部課  
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を  
受けた各地方公共団体の学校設置会社担当部課

文部科学省初等中等教育局 教科書課  
教育課程課

## 高等学校「現代の国語」に関する教科書検定の考え方等について

今般の学習指導要領改訂で新設された高等学校「現代の国語」では、主として「話合いや論述などの『話すこと・聞くこと』、『書くこと』の領域の学習が十分に行われていない」という課題を踏まえ、特にこうした課題が、実社会における国語による諸活動と関係が深いことを考慮し、実社会における国語による諸活動に必要な資質・能力を育成することとしており、特に「読むこと」の教材については、現代の社会生活に必要とされる論理的な文章及び実用的な文章とすることとされています（別紙1参照）。

令和2年度の教科書検定において、小説5作品を掲載した図書（第一学習社『高等学校現代の国語』）が検定申請され、一部修正の上、検定決定されました。今般の学習指導要領改訂の趣旨を踏まえれば、高等学校「現代の国語」の教材としてこのような形で小説が盛り込まれることは本来想定されていないところですが、教科用図書検定調査審議会（以下「審議会」という。）の審議の結果、学習指導要領に照らして直ちに欠陥であるとは判断されず、当該図書について合格との判定がなされたものです。

その後、当該図書の発行者のホームページにおいて、学習指導要領改訂の趣旨に沿っていないかのような宣伝がなされたこともあり、教育委員会や一般社団法人教科書協会から、当該図書と学習指導要領の規定との関係について問合せをいただいているところです（経緯については別紙2参照）。

こうした事態を踏まえ、8月24日、文部科学大臣より審議会に対し検討依頼（別紙3）を行い、同日付で、審議会第一部会国語小委員会において、「高等学校「現代の国語」に関する教科書検定の考え方について」（別紙4）が取りまとめられましたので、お知らせします。

各教育委員会、高等学校（中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。）におかれては、本件について御了知いただき、令和4年度からの新しい学習指導要領に基づく指導を適切に行っていただくよう、お願いします。

都道府県教育委員会及び指定都市教育委員会におかれては所管の高等学校に対して、都道府県及び構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体におかれては所轄の学校及び学校法人等に対して、国公立大学法人におかれては設置する附属高等学校に対して、本件について周知くださるようお願いいたします。

**【本件連絡先】**

○教科書検定について

文部科学省初等中等教育局教科書課検定調査第三係  
03-5253-4111（内線 3295）

○学習指導要領、学習指導について

文部科学省初等中等教育局教育課程課教育課程第三係  
03-5253-4111（内線 3706）

今回の事案に関わる高等学校学習指導要領「現代の国語」の規定の趣旨

- 「現代の国語」の内容の〔思考力、判断力、表現力等〕では、
  - ・ 報告や連絡、案内などのために、資料に基づいて必要な事柄を話したり、それらを聞いて、質問したり批評したりする活動
  - ・ 論理的な文章や実用的な文章を読み、本文や資料を引用しながら、自分の意見や考えを論述する活動
  - ・ 論理的な文章や実用的な文章を読み、その内容や形式について、引用や要約などをしながら論述したり批評したりする活動といった言語活動を通じて、実社会における国語による諸活動に必要な資質・能力を育成することとしている。
  
- 「読むこと」の領域においては、例えば、
  - ・ 目的に応じて、文章や図表などに含まれている情報を相互に関係付けながら、内容や書き手の意図を解釈したり、文章の構成や論理の展開などについて評価したりするとともに、自分の考えを深めることといった事項について、〔知識及び技能〕の
  - ・ 主張と論拠など情報と情報との関係について理解すること
  - ・ 情報の妥当性や信頼性の吟味の仕方について理解を深め使うことなどの事項と関連させながら指導することとし、その教材は内容の取扱いにおいて、現代の社会生活に必要とされる論理的な文章及び実用的な文章とすることとしている。
  
- この「論理的な文章及び実用的な文章」に関しては、高等学校学習指導要領解説国語編において、「論理的な文章も実用的な文章も、小説、物語、詩、短歌、俳句などの文学的な文章を除いた文章である」としている（別添参照）。

## ○高等学校学習指導要領（平成30年告示）第2章第1節第2款（抜粋）

### 第1 現代の国語

#### 3 内容の取扱い

(4) 教材については、次の事項に留意するものとする。

ア 内容の〔思考力、判断力、表現力等〕の「C読むこと」の教材は、現代の社会生活に必要とされる論理的な文章及び実用的な文章とすること。

イ 内容の〔思考力、判断力、表現力等〕の「A話すこと・聞くこと」、「B書くこと」及び「C読むこと」のそれぞれの(2)に掲げる言語活動が十分行われるよう教材を選定すること。

## ○高等学校学習指導要領（平成30年告示）解説国語編 P.106（抜粋）

論理的な文章とは、説明文、論説文や解説文、評論文、意見文や批評文などのことである。現代の社会生活に必要とされる論理的な文章とは、これらのうち、「言論文化」で扱うような、これまで読み継がれてきた文化的な価値の高い文章ではなく、主として、現代の社会生活に関するテーマを取り上げていたり、現代の社会生活に必要な論理の展開が工夫されていたりするものなどを指している。

一方、実用的な文章とは、一般的には、実社会において、具体的な何かの目的やねらいを達するために書かれた文章のことであり、新聞や広報誌など報道や広報の文章、案内、紹介、連絡、依頼などの文章や手紙のほか、会議や裁判などの記録、報告書、説明書、企画書、提案書などの実務的な文章、法令文、キャッチフレーズ、宣伝の文章などがある。また、インターネット上の様々な文章や電子メールの多くも、実務的な文章の一種と考えることができる。

現代の社会生活における実用的な文章には、図表や写真などを伴う文章が多いことから、指導のねらいに応じて、これらを教材として適宜取り上げることが必要である。図表や写真などを含むものとは、異なる形式で書かれた文章が組み合わせられているものや、概念図や様式図、地図、表、グラフなどの様々な種類の図表や写真を伴う文章などが挙げられる。これらの関係は、断片的な情報が互いに内容を補完し合っている場合、文章が図表などの解説になっている場合などがある。なお、取り上げる場合には、表やグラフの読み取りが学習の中心となるなど、他教科等において行うべき指導とならないよう留意する必要がある。

論理的な文章も実用的な文章も、小説、物語、詩、短歌、俳句などの文学的な文章を除いた文章である。

読むことの教材については、単に文章や作品といった意味にとどめて読み取りに重点を置きすぎることなく、生徒自らが見通しをもって主体的に学習に取り組むことができるよう、具体的な学習の手立てや方向性も併せて示したものとして考えていくことが大切である。

## 令和2年度高等学校「現代の国語」に関する教科書検定に係る経緯

### (1) 令和2年度の教科書検定

第一学習社より、小説5作品が掲載されている「現代の国語」が検定申請され、小説を取り上げた箇所については、教科用図書検定調査審議会（以下「審議会」という。）における審議の結果、「学習指導要領に示す内容の取扱いに照らして、扱いが不適切である。

（内容の取扱い（4）のイ「B書くこと」及び「C読むこと」のそれぞれの（2）に掲げる言語活動が十分行われるよう教材を選定すること。）」との検定意見が付された。

当該検定意見を踏まえ、発行者から提出された修正表においては、教材自体が変更されるのではなく、各小説教材の最後に学習活動として設定された「学習の手引き」「活動の手引き」の内容が修正された。

当該修正がなされた図書について、審議会において確認が行われた結果、欠陥のある図書であるとは判断されず、当該図書は検定に合格した。

### (2) 教科書発行者による宣伝

当該教科書について、第一学習社は同社のホームページにおいて、「従来の「現代文」教科書のイメージでご利用可能」など、今般の学習指導要領改訂の趣旨に沿っていないかのような宣伝を実施していた。

なお、これに関しては、当該趣旨を踏まえたホームページの内容とするよう文部科学省から同社に対して指導を行い、現在は修正がなされたものとなっている。

### (3) (一社)教科書協会からの要望等

教育委員会より文部科学省に対し、当該教科書と学習指導要領の規定との関係について問い合わせがあった。

8月13日には、一般社団法人教科書協会より、小説を掲載した「現代の国語」に関し、学習指導要領の規定との関係について疑義が生じているとして、令和2年度の「現代の国語」の教科書検定に関する考え方と今後の検定における考えについて、文部科学省の見解を明らかにするよう要望書が提出された。

教科用図書検定調査審議会

高等学校「現代の国語」に関する教科書検定の考え方について  
(検討依頼)

令和2年度の高等学校「現代の国語」に関する教科書検定において、[第一学習社・102-50]の図書の審査が行われた際には、小説を取り上げた箇所について検定意見が付されましたが、最終的に教材の変更はなされず、学習活動として設定された「学習の手引き」「活動の手引き」が修正される形で検定決定がなされました。

一方で、検定決定後、第一学習社のホームページにおいては、当該図書について、「従来の「現代文」教科書のイメージでご利用可能」など、学習指導要領の趣旨に沿っていないかのような宣伝がなされ、教育委員会からはこの図書と学習指導要領との関係について文部科学省に対して問合せがあり、さらに(一社)教科書協会より、「現代の国語」の検定に関する考え方及び今後の検定における考えについて文部科学省の見解を明らかにするよう要望が寄せられるなど、現場に疑義を生じさせる事態となっています。

こうしたことを踏まえ、今後の高等学校「現代の国語」の検定における小説の取扱いに関する考え方を示していただきたいので、御検討をよろしく願いいたします。

令和3年8月24日

文部科学大臣

萩 生 田 光 一

令和3年8月24日

## 高等学校「現代の国語」に関する教科書検定の考え方について

教科用図書検定調査審議会 第一部会 国語小委員会

令和2年度高等学校「現代の国語」の教科書検定において、「高等学校「現代の国語」に関する教科書検定の考え方について（検討依頼）」（以下単に「検討依頼」という。）に記載された図書の審査が行われた際には、小説を取り上げた箇所について「学習指導要領に示す内容の取扱いに照らして、扱いが不適切である。（内容の取扱い（4）のイ「**B** 書くこと」及び「**C** 読むこと」のそれぞれの（2）に掲げる言語活動が十分行われるよう教材を選定すること。）」との検定意見を付した。当該検定意見を踏まえ、教科書発行者から提出された修正表においては、教材自体が変更されるのではなく、各小説教材の最後に学習活動として設定された「学習の手引き」「活動の手引き」の内容が修正された。

今般の学習指導要領改訂の趣旨を踏まえれば、高等学校「現代の国語」の教材としてこのような形で小説が盛り込まれることは本来想定されていないところであるが、「現代の国語」の教科書として文学作品を掲載することが一切禁じられている訳ではないことから、本小委員会としては、学習指導要領に照らして直ちに欠陥であるとは判断せず、当該図書について合格と判定したものである。

一方で、検定決定後、検討依頼で指摘されたように、当該発行者のホームページにおいて、学習指導要領の趣旨に沿っていないかのような宣伝がなされるなど、現場に疑義を生じさせる事態となったことについては遺憾であり、重く受け止める必要がある。

こうした経緯も踏まえて、今後、同様の事態を招くことのないよう、高等学校「現代の国語」の教科書の検定においては、小説教材を扱うことについて、学習指導要領の趣旨に照らし、より一層厳正な審査を行うこととする。

なお、当該発行者からは、小説教材に関する訂正申請がなされ、本小委員会としては、この訂正は教科用図書検定規則第14条第2項の規定に照らし妥当なものであり、これを承認することが適当であるとしたところである。

教科書検定制度は、民間の発行者の創意工夫による多様な教科書の発行を期待するとともに、国民の教育を受ける権利を実質的に保障する観点から、適正な教育内容の維持等の要請に応えるために実施されているものであり、本小委員会においてもこうした要請に応え、教科書検定に対する国民の信頼を高めるため、今後とも、専門的な調査審議を行い、公正な検定審査を行っていく所存である。